

影響実態の把握と、大幅な減収に対する経過措置を

2018 年 3 月 29 日

きょうされん

2018 年度からの障害福祉サービス等の報酬改定の影響について、当会は緊急実態調査を行なった。その結果も踏まえて、昨日 3 月 28 日には厚生労働省に以下の 2 点を要請した。

1. 2018 年度第一四半期（4 月～6 月）の運営実態を調査・把握してください。
2. そのうえで、前年度の収入を大きく下回らないよう、4 月にさかのぼって、緊急の激変緩和措置を講じてください。

障害のある人の働く場所・仲間・生きがい、それを支える職員の仕事が奪われないよう、引き続いてとりこんでいく予定である。

調査方法

基本報酬及び主な加算・減算について、2017 年度 4～9 月の算定回数を元に年間の報酬額を試算し、それを元に報酬改定による 2018 年度の報酬見込みを試算するものとした。これを当会の会員事業所、支部を通じて未加盟事業所に呼びかけて、約 500 カ所から回答をえた（複数回答あり）。

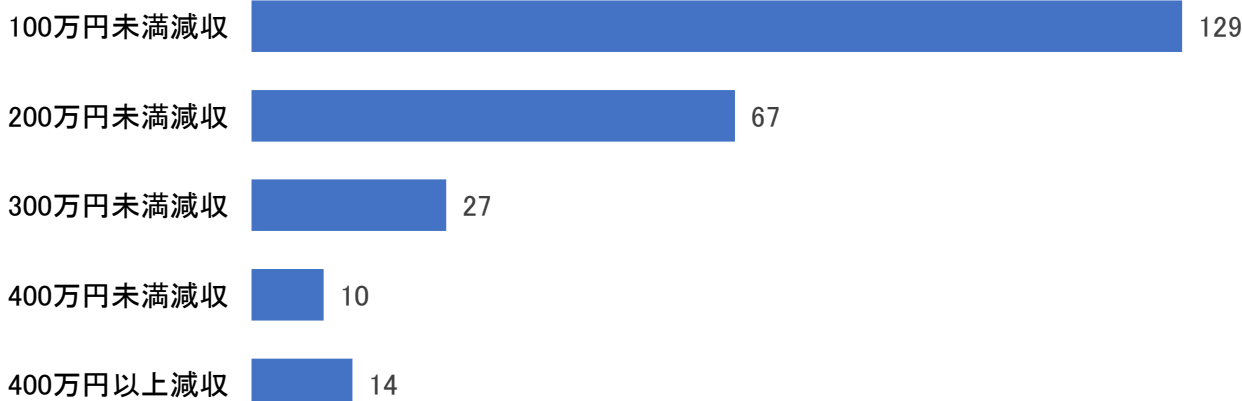
ポイント

1. 【就労継続支援 B 型事業】 247 カ所が 2017 年度より減収見込み
2. 【就労移行支援事業】 21 カ所が 100 万円以上の減収見込み
3. 【送迎加算】 単位数の引き下げで 178 カ所の事業所が減収見込み
4. 【グループホーム】 105 カ所、7 割の事業所が減収

1. 【就労継続支援 B 型】 247 カ所が 2017 年度より減収見込み

表 1 2017 年度との比較による 2018 年度の減収見込み額の区分（年額）

100 万円未満	200 万円未満	300 万円未満	400 万円未満	400 万円以上	合計
129 カ所	67 カ所	27 カ所	10 カ所	14 カ所	247 カ所
52.2%	27.1%	10.9%	4.0%	5.7%	



基本報酬が平均工賃に応じて7段階となり、平均工賃が10,000円を下回る事業所は、2017年度と比べて基本報酬がマイナスとなっている。また、平均工賃に応じた基本報酬が持ち込まれたことにより、目標工賃達成加算が廃止となり、その影響額が大きいことがわかった。

100万円以上の減収となる事業所は118カ所、そのうち300万円以上の減収となる事業所が24カ所にのぼった。300万円の減収ということは、職員一人の人件費相当分が消えるということだ。もっとも影響の大きい事業所は、年間で585万円の減収見込みとなった。

これほど大きな減収となれば、事業運営は立ち行かなくなる。短時間利用の利用者や毎日来られない利用者は、敬遠されることになりかねない。一般の雇用から排除され、今度はその福祉的就労からも選別、排除されるという事態につながらないだろうか。

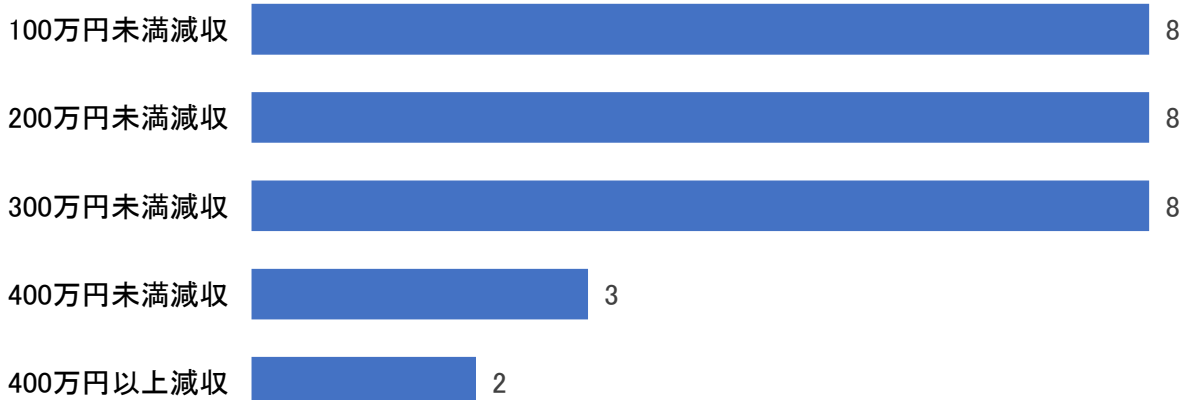
表2 もっとも影響の大きい事業所4カ所

	定員	平均工賃	2017年度報酬額	2018年度報酬額	減収額
A事業所	40人	5千円以上1万円未満	5230万円	4645万円	585万円
B事業所	40人	2万円以上2万5千円未満	7131万円	6551万円	580万円
C事業所	50人	1万円以上2万円未満	5303万円	4750万円	553万円
D事業所	40人	1万円以上2万円未満	4652万円	4122万円	530万円

2. 【就労移行支援】21カ所が100万円以上の減収見込み

表3 2017年度との比較による2018年度の減収見込み額の区分（年額）

100万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	400万円以上	合計
8カ所	8カ所	8カ所	3カ所	2カ所	29カ所
27.6%	27.6%	27.6%	10.3%	6.9%	



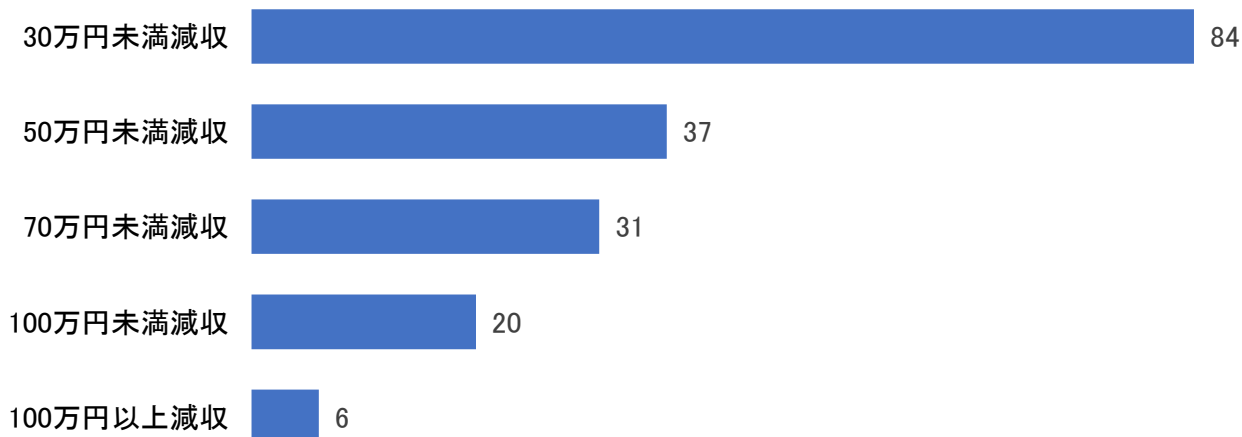
就労移行支援事業では、就労定着率による基本報酬が設定され、全体の約7割の事業所が減収見込みとなった。とりわけ定着率を実利用人数ではなく、利用定員で算出することで、多くの事業所が低い定着率となった。もっとも影響の大きい事業所は、454万円の減収見込みだった。

このような事態が容認・放置されるのであれば、多くの事業所は経営が立ち行かなくなるばかりか、事業変更や事業廃止を迫られることになる。基本報酬に出来高が持ち込まれ、かつ、それが現状の基本報酬を下回るような形では、真の就労支援は期待できない。

3. 【送迎加算】単位数の引き下げで 178 カ所の事業所が減収見込み

表 4 2017 年度との比較による 2018 年度の減収見込み額の区分（年額）

30 万円未満	50 万円未満	70 万円未満	100 万円未満	100 万円以上	合計
84 カ所	37 カ所	31 カ所	20 カ所	6 カ所	178 カ所
47.2%	20.8%	17.4%	11.2%	3.4%	



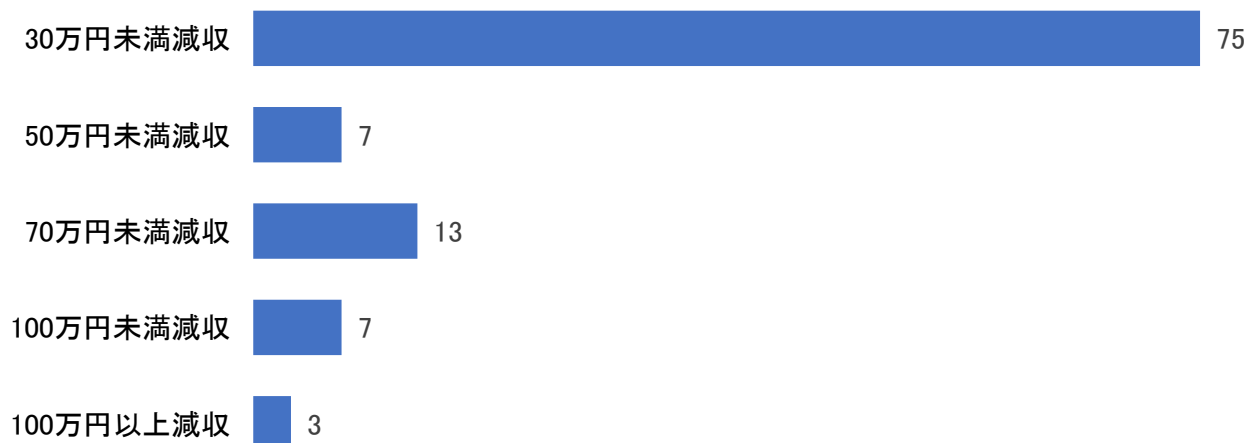
送迎加算の単位は、現行よりも約 3/4 に引き下げられた。車両維持費の軽減が引き下げの根拠とされるが、現場の実感とはまったく異なる。影響額は、大きなところで 150 万円近くの減収となった。

送迎は、自らの力で通所することが困難な障害者にとって日中活動を保障する重要な施策である。安易な引き下げは、送迎利用対象者の抑制や費用の一部を自己負担化するなどの対応につながりかねない。

4. 【グループホーム】105 カ所、7 割の事業所が減収見込み

表 5 2017 年度との比較による 2018 年度の減収見込み額の区分（年額）

30 万円未満	50 万円未満	70 万円未満	100 万円未満	100 万円以上	合計
75 カ所	7 カ所	13 カ所	7 カ所	3 カ所	105 カ所
71.4%	6.7%	12.4%	6.7%	2.9%	



今回の報酬改定においては、減収の幅こそ就労系に比べて小さいが、現行のグループホームの報酬基準であっても、休日や夜間の体制が不足している中で、少額とは言え引き下げることを受け入れがたい。そもそもの報酬基準が、宿直や夜勤の実情をまったく反映していないことにも問題はあ

る。もっとも影響の大きい事業所では、年間で165万円の減収見込みとなった。

5. その他

なお、今回の調査は、就労継続支援事業A型と放課後等デイサービスも対象に実施した。しかし回答数がきわめて少なかったため、今回の「報告書（速報値）」には盛り込まなかった。

それらを含めて、きょうされんでは、2018年度第一四半期（4月～6月）の減収による実際の影響・困難等について、あらためて調査を実施する。

●問い合わせ先●

きょうされん政策・調査委員会 委員長 小野 浩

（事務局担当；坂下・吉田）

164-0011 東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館4階

電話 03-5385-2223 ファクス 03-5385-2299

メール zenkoku@kyosaren.or.jp

HP <http://www.kyosaren.or.jp>